

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥栖市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県 鳥栖市長

公表日

令和8年7月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課事務
②事務の概要	地方税法に基づき、原則として1月1日現在で住所を有し、前年に一定以上の所得があった方に対して、個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計額になる。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。具体的には、 ①課税に向けて、1月1日時点の住民を把握したり、課税資料を整備 ②前年所得の申告を受付 ③課税資料(申告書や給与支払報告書、年金支払報告書など)を合算、内容チェック ④整備された前年所得・控除の内容から市民税・県民税を計算 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑥普通徴収・特別徴収(給与からの天引)・年金特別徴収(年金からの天引)の方法により徴収
③システムの名称	個人住民税システム、 課税支援システム、 中間サーバ、 団体内統合利用番号連携サーバー、 地方税電子申告支援システム eLTAXシステム 国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 (1)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項 【情報照会】 (1)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民環境部 税務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鳥栖市市民環境部 税務課 〒841－8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地 Tel.0942－85－3588
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	紐付け誤り防止のため、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を踏まえて事務を行っている。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れて行っている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

不正な事務を防止するため、毎年事務担当者にe-ラーニングを受講させている。また、権限を持たない職員が特定個人情報の閲覧や編集ができないようアクセス制限を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 および 別表第1第16項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	事後	
令和1年6月21日	法令上の根拠②	(特定個人情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2 第27項	【情報提供】 (1)番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4,	事後	
令和1年6月21日	①部署	市民福祉部 税務課	市民環境部 税務課	事後	
令和1年6月21日	②所属長の役職名	税務課長 平塚 俊範	税務課長	事後	
令和1年6月21日	請求先	市民福祉部 税務課	市民環境部 税務課	事後	
令和1年6月21日	連絡先	鳥栖市 市民福祉部 税務課 〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地	鳥栖市 市民環境部 税務課 〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地	事後	
令和1年6月21日	1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年1月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年1月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和4年3月11日	法令上の根拠②	【情報提供】 (1)番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4,	【情報提供】 (1)番号法第19条第8号 別表第2の1, 2, 3, 4,	事後	
令和4年7月1日	法令上の根拠②	【情報提供】 (1)番号法第19条第8号 別表第2の1, 2, 3, 4,	【情報提供】 (1)番号法第19条第8号 別表第2の1, 2, 3, 4,	事後	
令和4年7月1日	1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和4年5月1日 時点	事後	
令和4年7月1日	2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和4年5月1日 時点	事後	
令和7年4月18日	法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の16の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表24の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月18日	②法令上の根拠	【情報提供】 (1) 番号法第19条第8号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の2の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第39条の2, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の5, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2, 第59条の2の2, 第59条の2の3, 第59条の3, 第59条の4 【情報照会】 (1) 番号法第19条第8号 別表第2の27の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	【情報提供】 (1) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項 【情報照会】 (1) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項	事前	
令和7年4月18日	1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年5月1日	令和7年1月1日	事前	
令和7年4月18日	2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年5月1日	令和7年1月1日	事前	
令和7年4月18日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【○】委託しない	【 】委託しない	事前	標準システム移行準備に伴う変更
令和7年4月18日	委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		十分である	事前	標準システム移行準備に伴う変更
令和8年7月17日	1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和7年1月1日	令和8年7月1日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年7月17日	2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和7年1月1日	令和8年7月1日 時点	事前	